

2022 年度

つくば産学連携強化プロジェクト募集要項

(筑波大学・農研機構・茨城大学 合わせ技ファンド)

2021 年 12 月

筑波大学

# 2022年度 つくば産学連携強化プロジェクト

## 募集要項

つくば産学連携強化プロジェクトは、筑波大学、つくば地域の研究開発法人<sup>注1</sup>、および茨城大学との共同研究を支援することにより、産業界への技術移転や新規起業を目指した研究活動を促進することを目的としている。

筑波大学と他の研究機関が研究費を共に提供する「合わせ技ファンド」形式を中心とする研究開発支援事業である。

上記を踏まえて、下記の要領で、2022年度のつくば産学連携強化プロジェクトの研究課題を募集する。

### 1 募集する研究課題(プロジェクト)の要件

以下の要件を満たす研究課題を対象とする。

- (1) 筑波大学の常勤教員がプロジェクト代表研究者となり、つくば地域の研究開発法人<sup>注1</sup>または茨城大学と推進する共同研究であること。複数の研究機関及び研究者が参画することを制限しない。
- (2) 産業界への技術移転や新規起業を目指した民間企業との共同研究の計画を有すること、もしくは競争的資金獲得を計画していること。
- (3) (2)に相当しない場合は、自らがベンチャー起業をする計画を有すること。

### 2 研究支援内容

#### (1) 研究費支援

- ① 1つのプロジェクトに対して、筑波大学、農研機構及び茨城大学は、100万円の研究資金を自組織の研究代表者に提供する。
  - ② ①以外のつくば地域の研究開発法人と筑波大学のプロジェクトでは、筑波大学が筑波大学の代表研究者に100万円の研究費を支給する。
- ※産総研を連携機関としたつくば産学連携強化プロジェクトは後日募集する予定。

#### (2) その他の支援

上記の研究費支援に加えて、民間共同研究の推進支援、イベント等による研究成果の対外的な周知機会の紹介、特許取得等の支援などを実施する。

### 3 支援期間

採択決定後から2023年3月末までの1年以内とする。

### 4 研究費に関する補足事項

- (1) 支援する研究経費は2022年度予算から配分する。
- (2) 予算及び審査の状況によっては減額される場合がある。
- (3) 茨城県から筑波大学の代表研究者に研究費の支援が実施される場合がある。
- (4) 客員研究員については、旅費等の措置はない。

注1) つくば地域の研究開発法人:

産業技術総合研究所(産総研)、農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)、物質・材料研究機構、高エネルギー加速器研究機構等のつくば地区に拠点をもつ研究機関

## 5 研究課題(プロジェクト)の採択数

7~10 件程度のプロジェクト採択を予定するが、審査結果及び 2022 年度予算配分等により変更となる可能性がある。

## 6 応募及び選考について

### (1) 応募方法

所定の申請書(別紙様式 1、下記ホームページからダウンロード可)に記載のうえ、電子媒体で提出のこと。

国際産学連携本部ホームページ <https://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp>

・申請書提出期限：2022 年 1 月 28 日(金) 17:00

・提出先：担当エリア支援室(研究支援)等を経由のうえ

国際産学連携本部つくば産学連携強化プロジェクト担当 大河内、大坪、野村

E-mail: [renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp)

### (2) 選考方法

書類審査により 1 次選考を行い、面接審査による選考会で決定する。

[面接審査]

・発表：プレゼンテーション 5 分、質疑 7 分

・実施方法：オンラインにより実施(予定)

・日程：農研機構との連携プロジェクト 2022 年 3 月 24 日(木) 午後  
茨城大学との連携プロジェクト 2022 年 3 月 16 日(水) 午前  
その他の研究開発法人との連携プロジェクト 2022 年 3 月 16 日(水) 午前

[選考の観点]

- ① オリジナリティ(知財や圧倒的技術力など差別化できる研究内容であること)
- ② 共同研究による各組織の特徴を活かしたシナジーが発揮できる内容であること
- ③ 研究成果の社会実装の見込みがあること  
(ア) 企業との共同研究シナリオが明確で、市場展開可能なターゲットを有すること  
(イ) もしくは自らが起業し、社会課題の解決に取り組む計画を有すること

## 7 成果の報告等

- (1) プロジェクトの代表者は、年度末に研究成果最終報告書を提出すること。
- (2) 特許等の知的財産の確保に努めるとともに、特許等出願後に公開可能な研究成果はできる限り公表すること。
- (3) 研究成果等最終報告書等に基づき評価(書類審査)、及び成果発表会を行う。
- (4) 成果発表会で高く評価された研究は、JST 新技術説明会に推薦する。

## 8 問い合わせ先

国際産学連携本部 大河内、大坪、野村

E-mail: [renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp](mailto:renkei-honbu@ilc.tsukuba.ac.jp) Tel: 内線 81498